

福島県入札制度等監視委員会設置要綱

(目的)

第1条 入札及び契約の適正化を促進するため、福島県入札制度等監視委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(委員会の事務)

第2条 委員会は次に掲げる事務を行う。

- (1) 入札及び契約の適正化に係る重要事項の審議を行うこと。
- (2) 建設工事に関し、入札及び契約の手續、指名停止の運用並びに談合情報への対応状況について、県の機関から報告を受けること。
- (3) 委員会が抽出した建設工事に関し、競争入札参加資格の設定の理由及び経緯、指名競争入札に係る指名の理由及び経緯、随意契約の理由等についての審議を行うこと。
- (4) 建設工事に関し、入札及び契約手續並びに工事成績評定に係る再苦情の審議を行うこと。

2 委員会は、前項各号に規定する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

(委員会の組織及び委員)

第3条 委員は、公正中立の立場で客観的に入札及び契約についての審議その他の事務を適切に行うことができる学識経験を有する者のうちから、知事が委嘱する。

- 2 委員会は、委員10人で組織する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 委員は、非常勤とする。
- 6 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。
- 7 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 8 委員長に事故のあるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議及び議決)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数以上の出席がなければ、開催することができない。
- 3 第2条第2号及び第3号の事務に係る会議は、原則として4か月に1回開催する。
- 4 第2条第1号及び第4号の事務に係る会議は、必要に応じ開催する。
- 5 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 6 会議の公開に関する取扱いについては、委員長が委員会に諮って定める。

(意見の聴取等)

第5条 委員会は、必要があると認めるときは、議事に係る関係者又は専門家に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(抽出の委任)

第6条 委員会は、第2条第3号に定める建設工事の抽出に関する事務をあらかじめ指名した委員に委任することができる。

(再苦情処理)

第7条 委員会は、第2条第4号の規定により、再苦情の申立があったときは、却下すべき場合を除き、審議を行う。

2 委員会は、前項の審議を終えたときは、意見書を作成しその結果を知事に報告しなければならない。

3 前項の報告は、再苦情の申立があった日から概ね50日以内に行うものとする。

(委員の除斥)

第8条 委員は、第2条第3号又は第4号の事務に関しては、自己、配偶者、同居の親族、四親等内の血族、又は三親等内の姻族の利害に関係のある事案については審議に加わることはできない。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、総務部財務領域総務予算グループにおいて処理する。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

1 この要綱は、平成16年3月5日から施行する。

2 この要綱の施行後最初に開催される委員会の会議は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、知事が招集する。

附則

この要綱は、平成19年1月1日から施行する。

附則

1 この要綱は、平成19年1月17日から施行する。

2 この要綱の施行の際現に改正前の福島県入札監視委員会設置要綱第1条の福島県入札監視委員会の委員として委嘱されている者は、その残任期間中は、改正後の福島県入札制度等監視委員会設置要綱第1条の福島県入札制度等監視委員会の委員として委嘱されたものとみなす。

3 前項に規定する委員以外の委員で改正後の福島県入札制度等監視委員会設置要綱第3条第2項の規定により新たに委嘱された5人の委員の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず前項に規定する委員の残任期間とする。